

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 6 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800004 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800010 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から昭和 49 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間において、A 社で正社員として勤務し、電機部門の制御盤製造に従事しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る雇用保険の加入記録は確認できないところ、請求者が請求期間後に勤務した事業所から提出された請求者の履歴書 (写) 並びに請求者が具体的に陳述している A 社に係る所在地、事業主及び従業員の姓、業務内容及び取引先などにより、請求者が、請求期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、i) A 社は、資料がないため、当時のことは分からない旨回答していること、ii) 請求者が、請求期間において同社に勤務していたとして記憶する複数の元従業員については、いずれも姓のみのため、個人を特定できず、照会することができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、日本年金機構が保管する事業所記号簿及びオンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 55 年 5 月 1 日であり、請求期間において、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、請求期間において、A 社で雇用保険の加入記録が確認できる複数の元従業員は、オンライン記録によると、当該期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できるところ、当該元従業員のうち 1 名は、自身が同社に勤め始めた時は、同社では厚生年金保険に加入できなかったため、同社で厚生年金保険に加入できるようになるまでは、自身で

国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。